

船舶事故調査報告書

平成30年11月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員及び同乗者死亡																																		
発生日時	不明（平成30年5月3日 06時00ごろ～19時00分ごろの間）																																		
発生場所	不明（京都府宮津市栗田湾 ^{くんだ} ）																																		
事故の概要	プレジャーボートの一てんきは、船長及び同乗者が落水して死亡した。																																		
事故調査の経過	平成30年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																		
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート の一てんき、（総トン数なし） なし、個人所有 2.88m (Lr) × 1.42m × 0.41m、FRP ガソリン機関、3.68kW、平成8年7月 第253-19397号（船舶検査済票の番号）																																		
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年6月24日 免許証交付日 平成28年7月29日 （平成33年8月8日まで有効） 同乗者 男性 71歳																																		
死傷者等	死亡 2人（船長及び同乗者）																																		
損傷	なし																																		
気象・海象	(1) 栗田湾錨泊船の観測 本船発見場所の西北西方約1.5海里（M）に錨泊していた貨物船乗組員の5月3日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="603 1751 1417 2038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時：分)</th> <th colspan="2">風向</th> <th colspan="2">波高</th> <th rowspan="2">視程 (M)</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>波向</th> <th>波高(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>04:00</td> <td>南南西</td> <td>6.0</td> <td>西</td> <td>0.3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>西</td> <td>6.0</td> <td>西</td> <td>0.5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>西北西</td> <td>14.0</td> <td>西北西</td> <td>0.7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>西</td> <td>8.0</td> <td>西</td> <td>0.5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	風向		波高		視程 (M)	風向	風速(m/s)	波向	波高(m)	04:00	南南西	6.0	西	0.3	8	08:00	西	6.0	西	0.5	7	12:00	西北西	14.0	西北西	0.7	7	16:00	西	8.0	西	0.5	9
時刻 (時：分)	風向		波高		視程 (M)																														
	風向	風速(m/s)	波向	波高(m)																															
04:00	南南西	6.0	西	0.3	8																														
08:00	西	6.0	西	0.5	7																														
12:00	西北西	14.0	西北西	0.7	7																														
16:00	西	8.0	西	0.5	9																														

	<table border="1"> <tr> <td>20:00</td> <td>北北西</td> <td>8.0</td> <td>北北西</td> <td>0.5</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>(2) 気象注意報の発表状況 京都府北部地方には、本事故が発生した5月3日は、終日、強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。</p>	20:00	北北西	8.0	北北西	0.5	4
20:00	北北西	8.0	北北西	0.5	4		
事故の経過	<p>船長は、知人である同乗者1人と、平成30年5月3日の03時00分ごろ、栗田湾で海釣りをする目的で、本船を自家用車でけん引した船台に乗せて京都府南丹市にある船長の自宅から宮津市栗田漁港に向けて出発した。</p> <p>栗田漁港に隣接する駐車場の管理人は、06時00分ごろ出勤した際、船台をけん引した状態の乗用車1台が駐車場内の昇降場所（スロープ）付近に駐車しており、車内に誰もいなかったため、既に本船が出港したと思った。</p> <p>栗田漁港から南東方1.2M付近にある貸しボート店の従業員は、06時00分ごろ、白波がある状況下、ミニボート程度の大きさの船に2人が船首尾方向に乗船の上、栗田湾を栗田漁港の方向から東進しているのを認め、また、当日の正午まで漁船も含めてこの船しか見掛けなかった。</p> <p>船長の家族は、帰宅予定の15時を過ぎても船長が帰宅しないので、船長の携帯電話に連絡したところ、19時ごろまでは呼び出し音が鳴ったものの応答はなく、19時以降は呼び出し音が鳴らなかったため不審に思い、警察及び海上保安庁に通報した。</p> <p>海上保安庁は、3日23時15分ごろ、周辺の海上及び陸上から捜索を開始し、4日01時26分ごろ、栗田漁港に隣接する駐車場で船長が所有していた無人の乗用車を発見し、05時54分、舞鶴市金ヶ岬から北方2,000m付近で、転覆した状態の本船を発見した。</p> <p>船長は、12日15時15分ごろ、舞鶴市舞鶴港舞鶴国際埠頭の北側護岸に漂着しているところを港湾関係者により発見され、司法解剖の結果、推定5月上旬ごろ死亡し、死因は、不詳と検案された。</p> <p>同乗者は、27日11時41分ごろ、宮津市島影湾の砂浜に漂着しているところを遊漁者により発見され、司法解剖の結果、推定5月3日ごろ死亡し、死因は、不詳と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 一般配置図、写真1 本船参照)</p>						
その他の事項	<p>(1) 乗組員に関する情報 船長及び同乗者の家族の口述によれば、次のとおりであった。</p> <p>① 船長及び同乗者は、栗田湾できず、かさご（がじら）等を釣る予定であり、前日にテレビの天気予報を見て、3日の天候が悪化することを確認していたが、現地に行って海象状況を確認して出港の可否を判断しようと考えていた。</p> <p>② 船長は、約10年前前から海釣りを始め、月に約2～3回、同</p>						

乗者と本船で釣りに出掛けていた。

(2) 事故水域に関する情報

京都府農林水産技術センター担当者及び貸しボート店の従業員の口述によれば、次のとおりであった。

- ① 栗田湾は、由良川河口周辺がきすやかさごの好漁場となっており、休日になるとミニボート等の船舶が多く出ていた。
- ② 栗田湾で北寄りの風となる場合、無双ヶ鼻の陰になる栗田漁港周辺と比べ、由良川河口周辺の湾東部は北側に遮るものが無く風浪が大きくなる傾向があった。

(3) 本船に関する情報

- ① 本船は、船体中央部で2分割できる構造となっており、長さ3m未満のミニボート規格で製造されていたが、3.68kW（5馬力）の船外機が取り付けられていたことから、船舶検査の対象となっていた。
- ② 発見された本船は、船体に損傷はなかったが、船外機は脱落した状態であった。
- ③ 文献（「超小型船艇等の安全性に関する調査研究報告書」日本小型船舶検査機構、平成22年4月発行）によれば、海上実験の結果、船の長さが3m程度の可搬型2分割式ボートの浸水限界波高は以下のとおりであった。

追波中の船尾からの浸水限界波高	0.257m
船側からの浸水限界波高	0.263m

(4)

- ① 船長及び同乗者の発見時の服装は、次のとおりであった。

船長	長袖シャツ、ズボン、長靴
同乗者	雨ガッパ（上下）

- ② 船長及び同乗者の発見時の救命胴衣の着用状況は、次のとおりであった。

船長	不着用
同乗者	着用（作業用救命胴衣（膨張式）但し、炭酸ガスボンベが外れた状態

分析

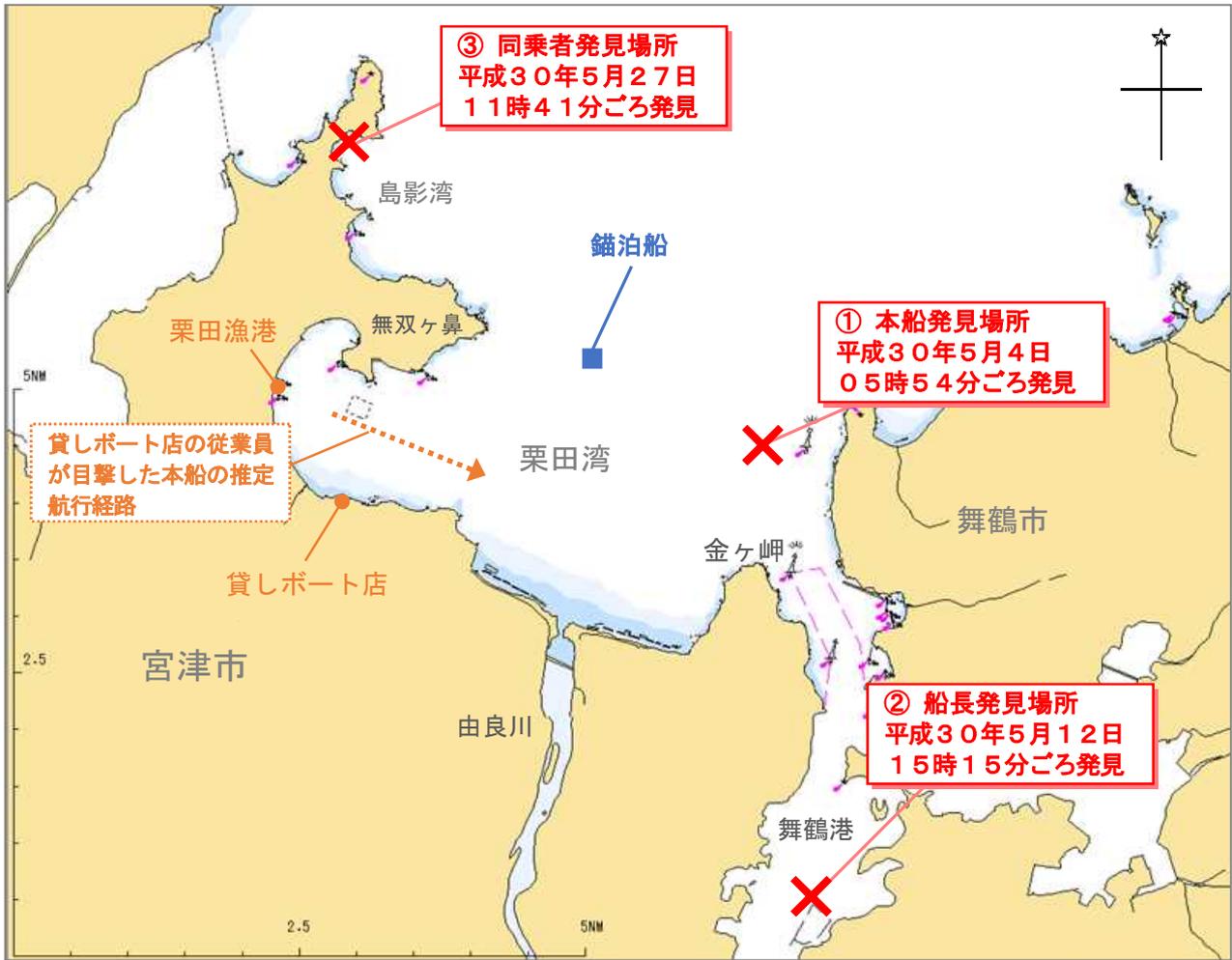
乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
あり

船長及び同乗者は、落水して死亡したものと考えられる。
本船は、船長及び同乗者が、5月3日03時00分ごろ船長の自宅を出発し、06時00分ごろ栗田湾を東進中の本船が目撃されたことから、04時30分～06時00分の間に栗田漁港を出港した後、栗田湾において釣りをを行い、船長の携帯電話の呼び出し音が鳴ら

	<p>なくなった19時00分ごろの間において、船長及び同乗者が落水したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>栗田湾では、3日午前から風が強くなり波が大きくなり、本船は、浸水限界波高を超える波を受ける波浪を受け、船内に海水が流入し、復原性を失い転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられ、そのことが本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p> <p>同乗者は、救命胴衣を着用していたものの、炭酸ガスボンベが装着されていなかったことから、落水した際に膨張しなかったものと考えられ、そのことが本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、栗田漁港を出港した後、船長及び同乗者が落水して死亡したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象の状況を観察した上で、ミニボートの堪航性を考慮して出港の可否を判断すること。 ・ 航海中においても、気象及び海象の変化に少しでも不安を感じた場合、速やかに帰港すること。 ・ 救命胴衣は着用前に不具合がないか目視等で点検し、航海中は必ず着用すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 一般配置図

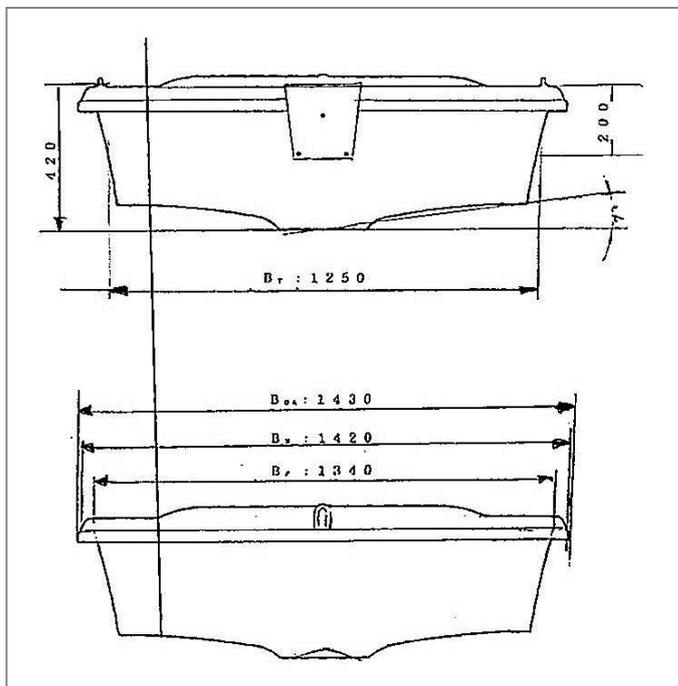
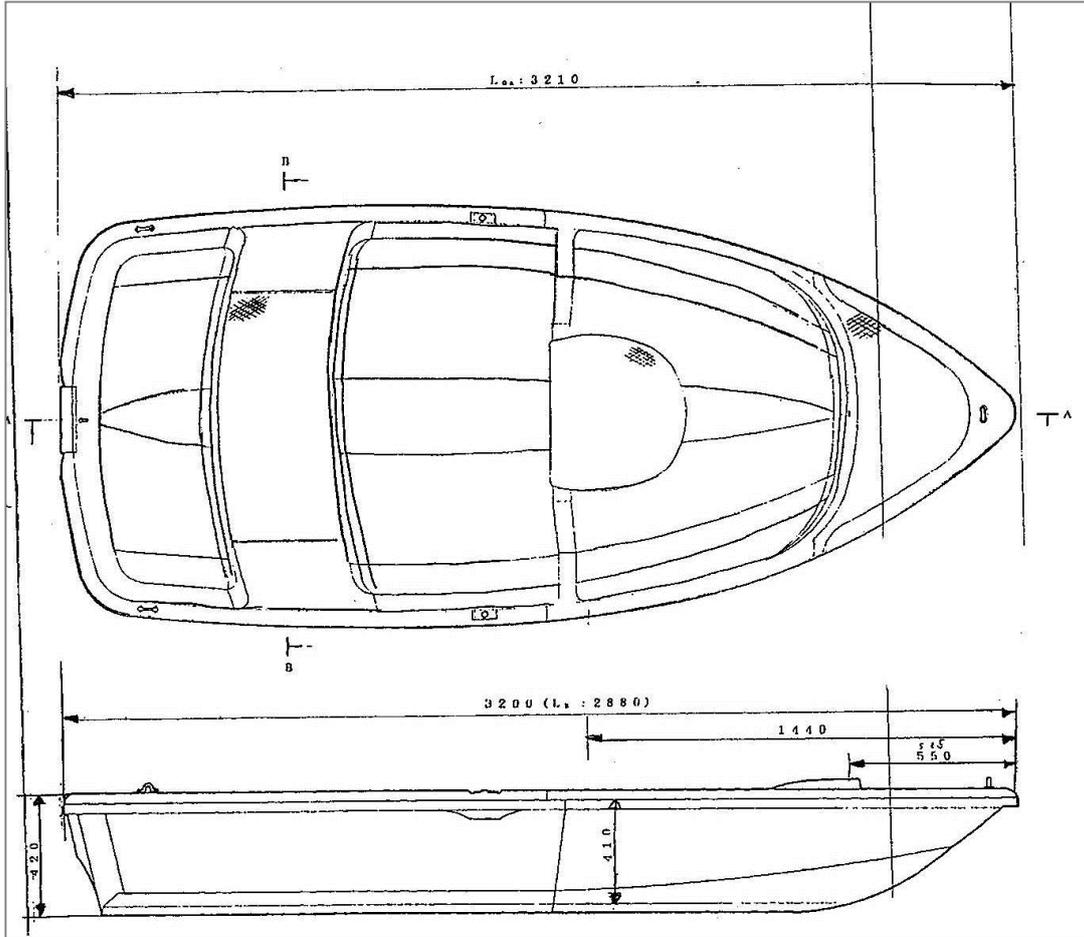


写真1 本船

